

第40回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成29年6月21日（水）新発田市役所5階 会議室501	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 抽出工事等の審議について (2) 第41回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3) その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	<p>委員長 八木 庸一 (税理士) (出席)</p> <p>委員 氏家 信彦 (弁護士) (出席)</p> <p>委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (出席)</p> <p>委員 杉原 陽子 (公募委員) (欠席)</p> <p>委員 大越 真奈美 (公募委員) (出席)</p>	
審議対象期間	平成29年1月1日～平成29年4月30日	
抽出案件	8件 (対象工事総件数33件)	
制限付 一般競争入札	5件	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪第4号 竹ヶ花線消雪パイプ設置工事 ・松整線第1号 松塚漁港西護岸及び東護岸改良工事 ・受託線第4号 紫雲の郷館空調3号機系統改修工事 ・下補線第1号 新発田北部処理分区(401他4)管渠工事 ・下豊単第1号 豊浦北部第4処理分区(127他5)管渠工事
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	

	随意契約	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・地安第6号 新発田市震度情報ネットワークシステム機器移設（健康プラザしうんじ）工事 ・浄水第6号 江口浄水場次亜注入設備更新工事 ・配水第5号 荒川増圧ポンプ場配水ポンプ緊急取替工事
	委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
	委員会による意見の具申内容	特になし	
	その他	傍聴者2名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>○随意契約3件について (浄水第6号 江口浄水場次亜注入設備更新工事)</p> <p>・今回の場合は当初設置した業者のメンテナンスとか著作とかそういうものとは関係なく、ただ保守点検の関係で設備の一部更新を他者が施工した場合は後で保障が得られないということで随意契約したのか。</p> <p>・緊急性があるということか。</p> <p>○制限付一般競争入札 (下補繰第1号 新発田北部処理分区(401他4)管渠工事)</p> <p>・入札参加者は地域的なことも考慮して10者以上としているが、工事によっては10者未満だったり、下補繰第1号の工事については10者以上も参加していてアンバランスだが、発注工事の内容や工事の納期などが影響して参加者の増減があるのか。</p>	<p>・水道水を作る上で一番大事な所であるので、緊急時のことも考えて業者選定している。毎年その業者が保守点検しているので、内容も十分承知しているということも選定した理由の一つである。</p> <p>・もし故障した場合は、緊急性があります。設備更新に当たり既設設備を運転しながらの工事となるため、十分機器を理解した業者を選定している。</p> <p>・下補繰第1号は、土木のAランクでの発注だが、土木のAランクは金額は高いが年間の工事数が少ないので、参加数が多くなるのではないかと思う。またBランクは、金額は中位だが件数が比較的多いので、どれに参加するか絞ってくるのではないかと思う。またこの発注時期で、翌年度までかかる工事となると業者さんが今受注している工事も絡んでくるのではないかと思う。</p>

意見・質問	回答
<p>・この工事は基本的に年度内に終わらなくても予算の執行上、特に問題ないのか。</p> <p>(その他)</p> <p>・今回の第3三半期(1月～4月)というのは、28年度予算を執行する工事ということか。</p> <p>・実際国の予算が成立するのは、6月あたりだと思うが。</p> <p>・業者さんにしてみれば、春先に何もなくて、3月にいきなりたくさん発注しても消化できないのではないのか。</p> <p>・最近よく問題になっているが、予定価格が低くて業者が落札に応じないというのは、新発田市でもあるのか。</p> <p>・あまりないということは、適正に予算執行されているということか。</p> <p>(除雪第4号 竹ヶ花線消雪パイプ設置工事)</p> <p>・入札した業者の入札額について、35万円前後の差しかなく、他の工事だと100万円単位で入札額の差があるが、工事の性質なのか。</p>	<p>・国のほうから、前倒しで前年度発注し、翌年度に繰越しするという形が前より増えてきている。</p> <p>・28年度に契約をして、予算執行を伴うものもあるが、28年度で繰越明許をして、29年度予算になっているものもある。</p> <p>・そのため、春先の工事の発注、受注、施工するために、このような形で行っている。</p> <p>・手持ち工事の状況により受注できない場合も考えられる。</p> <p>・新発田市ではあまりないです。</p> <p>・どちらかというと90何%という落札率で落札率が高い方かもしれませんが、予定価格よりもオーバーし、やり直しをするというのは、去年は1回くらいしかなかった。最低価格を入れた業者と随意契約を結ぶという工事発注の仕方もあり、落札しなかった場合、最低価格を入れた業者と協議をして、予定価格以下で契約するケースも去年は1回くらいあった。</p> <p>・この工事で使用される消雪パイプは、工場生産される製品で、業者が使用している積算システムのソフトに、公表されているこの製品の単価を入力することで、かなり正確な積算が可能であるので差はあまりつかない</p>

意見・質問	回答
<p>・そういうものは、随意契約にならないのか。</p> <p>(2) 第41回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>・次回の抽出については、委員の任期変更があるので、決まり次第事務局から抽出委員を連絡する。</p> <p>(3) その他</p> <p>・談合情報対応については、このあと非公開で審議する。</p> <p>4 閉会</p>	<p>工事である。</p> <p>・随意契約は地方自治法で認められた契約方式であるが、この条件では、随意契約の理由にはならない。</p>